

震災向け中小企業信用保証制度の概要

(別紙2)

- ・直接被害を受けた中小企業者に加えて、全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意。
- ・一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能。

●東日本大震災復興緊急保証（法律により新設）

①対象：震災被害により、経営に支障を来している次の中小企業者等

- ア. 特定被災区域内^(※)で今般の地震・津波等により直接的又は間接的な被害を受けた者
- イ. 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内に事業所を有していた者
- ウ. 特定被災区域外で特定被災区域内の事業者との取引関係により被害を受けた者等

※ 特定被災区域：東日本財特法第2条第3項に規定する区域（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村）

②保証割合：100%保証

別枠

●災害関係保証

①対象：・今般の地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者等

・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内に事業所を有していた中小企業者等

②保証割合：100%保証

●セーフティネット保証(5号)

①対象：業況が悪化している中小企業者（平成23年度上半期においては、原則全業種（82業種）。）

②保証割合：100%保証

別枠

●一般保証

①対象：（すべての）中小企業者

②保証割合：80%保証

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

セーフティ
ネット保証、
災害関係保
証とあわせ
て、無担保
1億6千万円
最大
5億6千万円

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。